

令和8年度の指導検査について

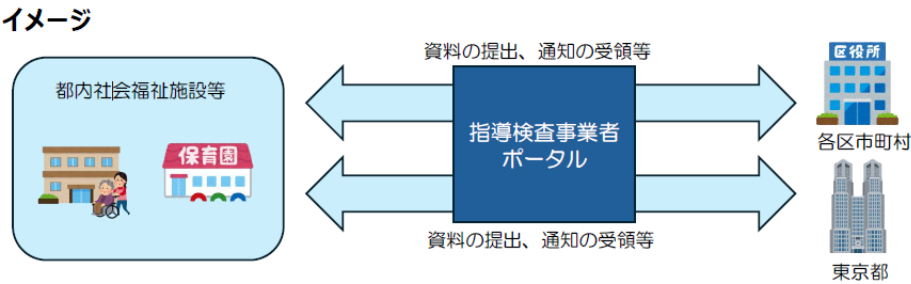
1 組織改正

- ・ 保育施設等の指導検査事務は、保育サービス課から福祉管理課に移管した。
- ・ 福祉管理課法人指導担当は、元々、区が所管する社会福祉法人に対する指導監督、介護・障害サービス事業者に対する指導監査を行っていたが、そこに保育施設等の指導検査の業務が含まれることとなった。
- ・ 実地指導等の各種通知は、福祉部長名で発出する。

2 社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）の区市町村共同利用について

社会福祉施設等に対する指導検査業務システム（SDX）の区市町村共同利用が始まります

事業者の皆様の利便性や自治体職員の業務効率の向上を図るため、令和8年1月より、SDXを一部の区市町村と共同で利用いたします。
共同利用開始後は、区市町村の指導検査でも、指導検査 事業者ポータルから資料のやり取りができるようになります。
※共同利用実施区市町村のみ



SDX経由の連絡は登録メールアドレスに届きます。メールアドレスの変更がある場合はログインして変更処理をお願いします。システム・セキュリティー等の理由でSDXを活用いただけない場合は、昨年度と同じ手順で対応します。またSDXを活用する事業者は、PDFに電子署名を付したデータでの通知にご了承ください。

SDXの導入により、実地指導について以下のように取扱いが変更になります。

令和8年度から（SDXを使用）	令和7年度まで（郵送・メール・LoGoFormを使用）
実地指導の実施通知はPDFデータでSDXにアップロードし、SDXから各事業者の登録アドレスにメールで通知される。公印省略。	実地指導の実施通知は押印したものを事業者宛てに郵送し、押印が無いPDFデータを登録されているメールアドレスに送付。
事前提出資料は、SDXへアップロードして提出。	事前提出資料は、LoGoFormにアップロードして提出。
実地指導当日の講評は、SDX上の指導事項票を見ながら説明。印刷も可能。	実地指導当日の講評は、紙の指導事項票に手書きしてコピーしていただいて説明。
実地指導の結果通知は、電子署名を付したPDFデータをSDXにアップロードする。	実地指導当日の講評は、紙の指導事項票に手書きしたものをコピーして説明。
改善報告はSDXにアップロードして提出。	改善報告はLoGoFormにアップロードして提出。

区市町村共同利用については、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/kyodoriyo>

S D X 自体の詳細、使用方法のマニュアル、及びシステム操作に関する問い合わせ窓口(事業者ポータルサービスセンター)については、以下のリンク先をご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/system>

事業者ポータルサイトの操作に関する問い合わせ先

電話番号：03-6387-2624

開設時間：午前9時から午後6時まで(土・日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)

3 集団指導講習会

S D X を活用し、オンライン配信形式で本年6月以後に実施を予定。

4 施設調査書提出依頼

東京都から施設調査書の依頼が発出された後に、大田区の施設調査書について依頼します。都の施設調査書と区の施設調査書及び添付資料を合わせて、S D X で大田区へご提出ください。

依頼時期：5月中旬頃(都の依頼受領後)

提出期限：6月下旬頃

5 実地指導

- ・大田区は、概ね3年に1回の頻度で実地指導を実施。
- ・東京都の実地指導が入る場合には、都区合同で実施し、或いは区職員が立ち会う場合がある。

6 業務管理体制の整備・報告(該当事業者のみ)

運営事業者が、大田区内でのみ特定教育保育施設及び特定地域型保育事業を行っている場合、業務管理体制の整備(「法令遵守責任者」の選任)、及び区(保育サービス基盤担当)への報告を行っているか、また法令遵守責任者の変更が生じた場合に変更届を提出しているか等を実地検査の際に確認する。

7 検査体制(昨年度からの変更は太字下線)

運営管理：清水、矢野、青葉

保育内容：相原、野中、永嶋、金澤、川田、高野

会計経理：赤羽、関谷、阿部

電話：03-5744-1749

メール：shidoukensa@city.ota.tokyo.jp

部署：大田区 福祉部 福祉管理課 法人指導担当